

柏崎刈羽原子力発電所  
7号機原子炉建屋大物搬入口  
保安規定変更申請の概要

2018年6月13日

東京電力ホールディングス株式会社

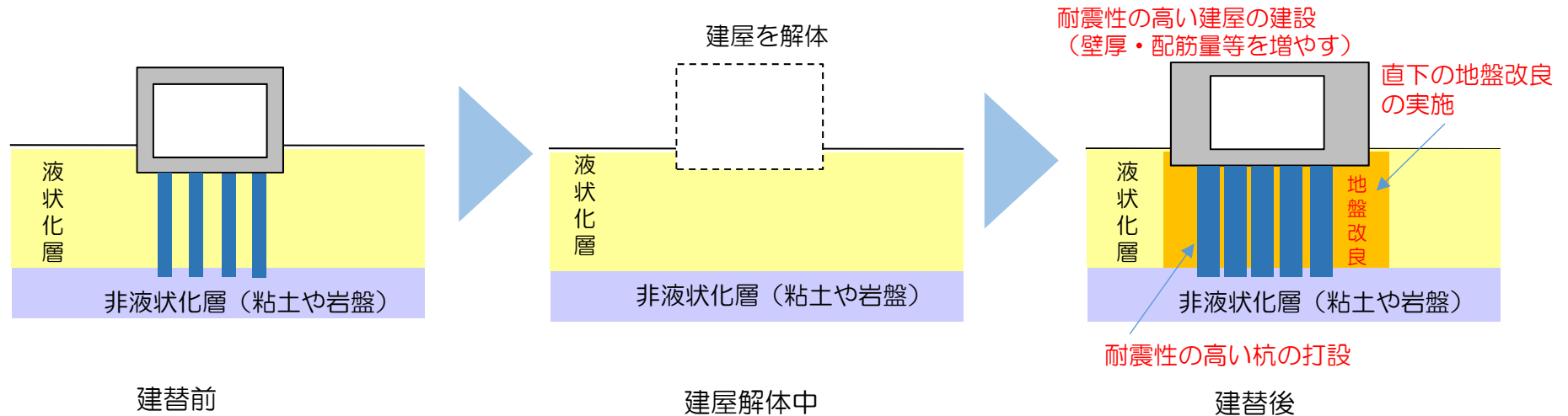
**TEPCO**

## 概要

- 耐震性向上及び液状化対策のため、7号機大物搬入口の解体・建替を実施。
- 工事に際しては、まずは大物搬入口の管理区域設定を解除し、非管理区域としてから解体工事に着手。
- 解体工事で発生する廃棄物の管理として、放射性廃棄物でない廃棄物（NR:Non Radioactive waste）に関する扱いについて、国のガイドラインに従い柏崎刈羽原子力発電所へ導入。
- 工事に先立ち、以下の内容について保安規定変更の申請を実施。

## 項目

- 大物搬入口の管理区域の変更(解除)
- 大物搬入口の保全区域の変更
- 廃棄物の管理（放射性廃棄物でない廃棄物（NR）の扱い）

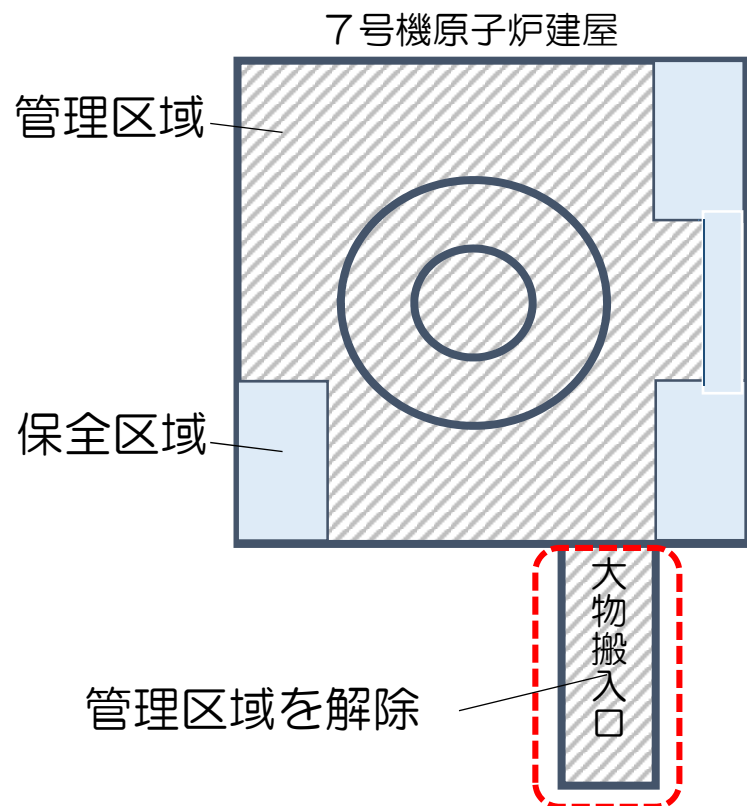


- 内容：基準地震動 $S_s$ に対する耐震性能を有するように強化
  - ① 搬入口を撤去 ② 基礎地盤の改良 ③ 基礎杭を設置 ④ 耐震強化した搬入口の新設

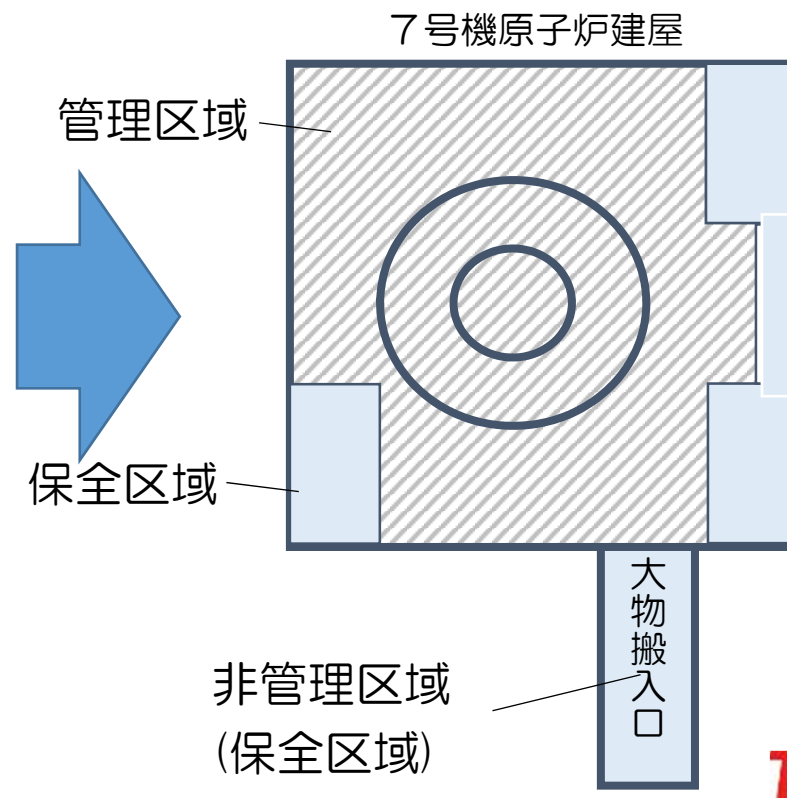
## 管理区域の変更(解除) (保安規定変更申請)

- 管理区域の解除にあたり、放射線測定、原子炉建屋からの隔離（扉の閉鎖）等の安全処置を講じた上で、大物搬入口を非管理区域に変更。
- 具体的な申請事項は、管理区域図（第92条・第93条関連）の改定。

管理区域解除前

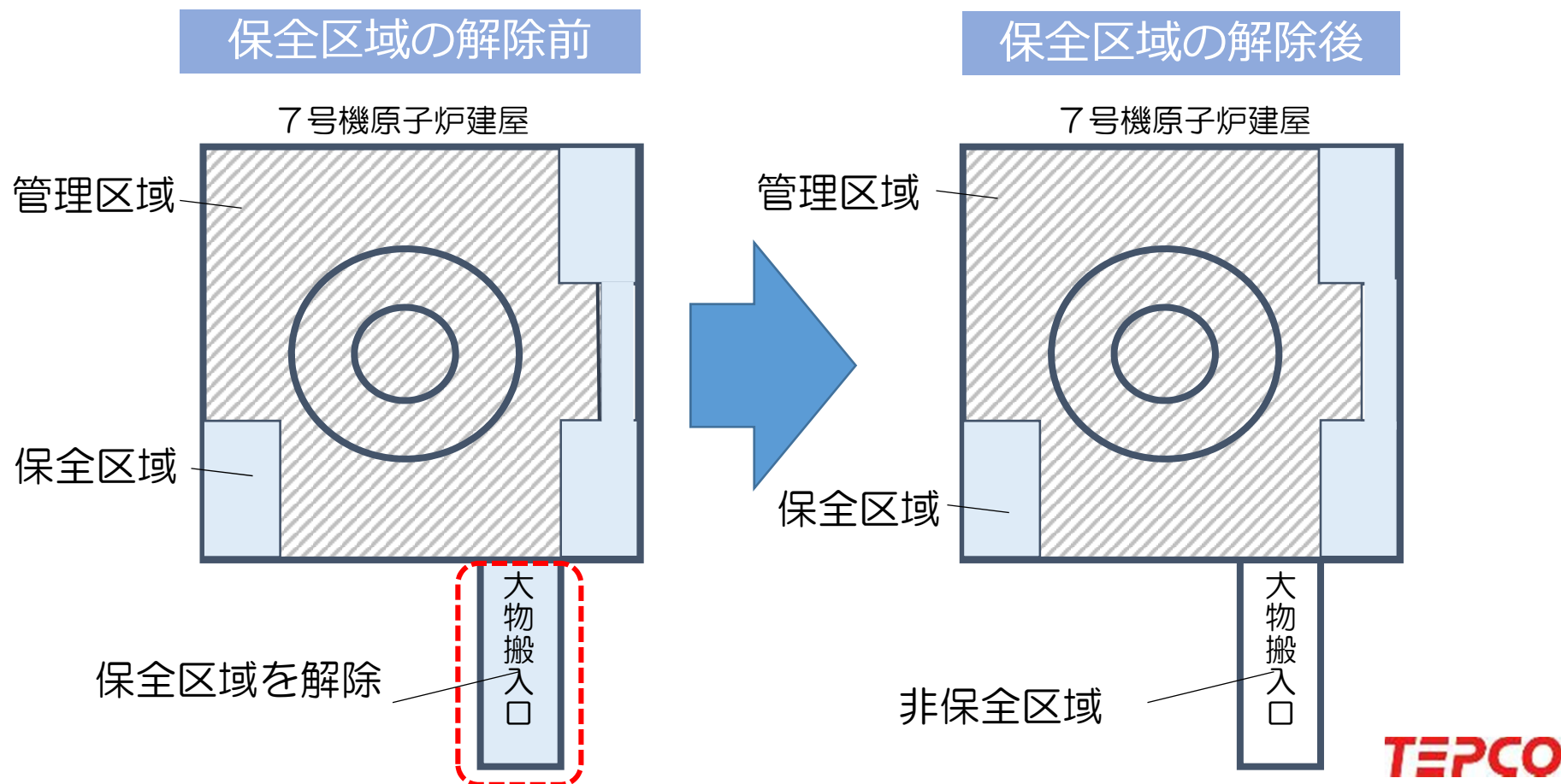


管理区域解除後

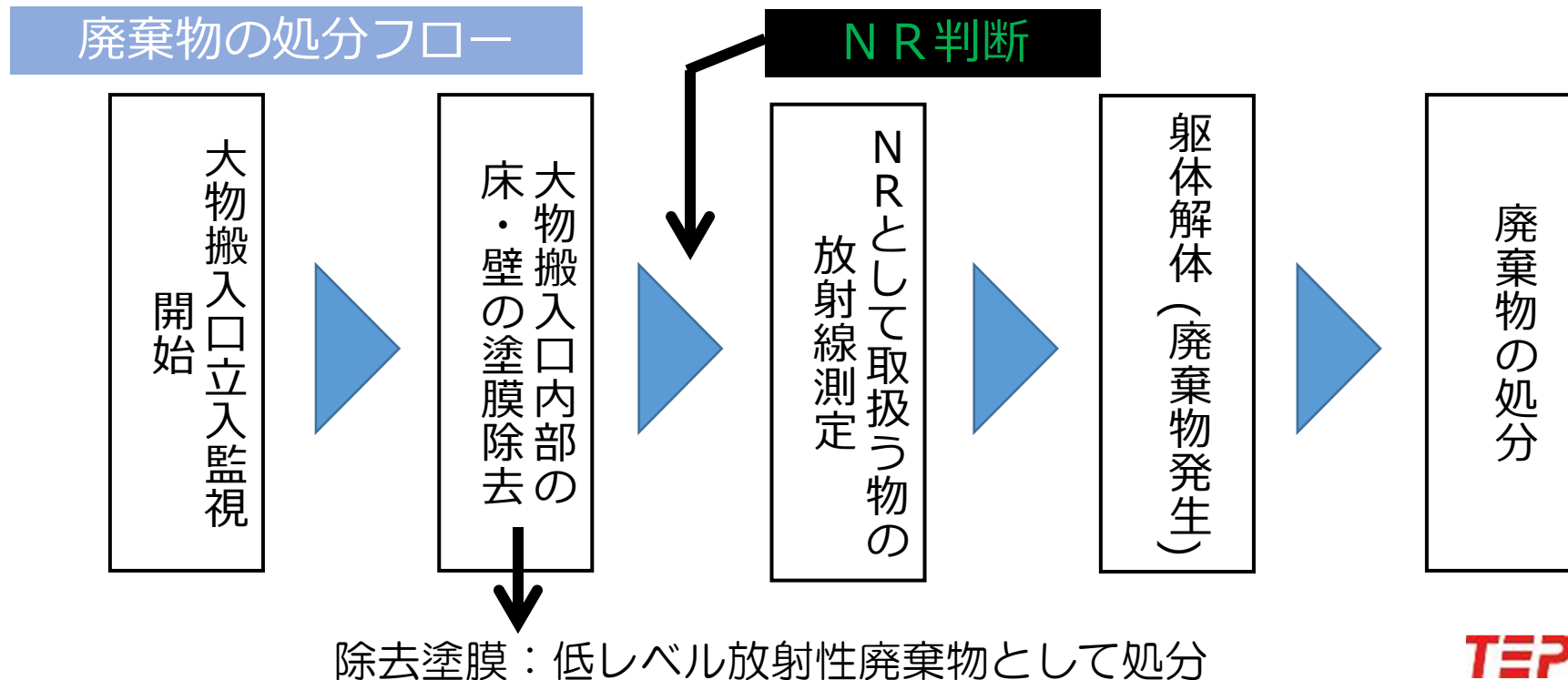


## 保全区域の変更（保安規定変更申請）

- 保全区域は、原子力発電所の保全のため、特に管理を必要とするエリアのうち、管理区域以外の場所。
- 管理区域解除後、出入管理が不要となり次第、大物搬入口は保全区域を解除。
- 具体的な申請事項は、保全区域図（第97条関連）の改定。



- 解体工事で発生する廃棄物は以下のように処分。
  - ・ 工事に先立ち、搬入口の床・壁塗膜を除去し、低レベル放射性廃棄物として処分
  - ・ 残りの床・壁等の躯体は「放射性廃棄物ではない廃棄物（NR）」として、念のための放射線測定評価を行い、産業廃棄物として処分
- 具体的な申請事項は、条文(第87条の2)の変更。



# (参考) NRに関する保安規定改定内容の変更内容

## ■ 保安規定の変更点(1)

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>(中略)</p> <p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第87条の2</p> <p>放射線管理GMは、電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下「設備・機器等」という。)について、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各GMは、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>(中略)</p> <p><u>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u> <u>第87条の2</u></p> <p><u>「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)及び管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。</u></p> <p><u>2. 環境GMは、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。</u></p> <p><u>(1) 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所の放射性廃棄物でない廃棄物(NR)の管理に伴う変更</p>

## ■ 保安規定の変更点(2)

変更前	変更後	備考
	<p><u>(2) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p> <p><u>なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</u></p> <p><u>また、適切な測定方法により測定された念のための放射線測定評価結果が、理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u></p> <p><u>(3) 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p> <p><u>(4) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p> <p><u>また、適切な測定方法により測定された念のための放射線測定評価結果が、理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</u></p>	



# (参考) NRに関する保安規定改定内容の変更内容

## ■ 保安規定の変更点(3)

変更前	変更後	備考
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第87条の2 放射線管理GMは、電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下「設備・機器等」という。)について、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各GMは、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第87条の3 放射線管理GMは、電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下「設備・機器等」という。)について、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各GMは、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	柏崎刈羽原子力発電所の放射性廃棄物でない廃棄物(NR)の管理に伴う変更